

平成 29 年 12 月 定例会（第 330 回）
12 月 15 日

経済労働委員長の報告

[今井光子議員 報告](#)

↑（クリックで今井光子議員 報告へ移動）

経済労働委員会の報告

平成29年 12月 定例会（第330回）

平成二十九年

第三百三十回定例奈良県議会会議録 第六号

十二月

平成二十九年十二月十五日（金曜日）午後一時四分開議

出席議員（四十三名）

一番 亀田忠彦	二番 池田慎久
三番 猪奥美里	四番 山中益敏
五番 川口延良	六番 松本宗弘
七番 中川 崇	八番 佐藤光紀
九番 川田 裕	一〇番 井岡正徳
一一番 田中惟允	一二番 藤野良次
一三番 森山賀文	一四番 大国正博
一五番 岡 史朗	一六番 西川 均
一七番 小林照代	一八番 清水 勉
一九番 松尾勇臣	二〇番 阪口 保
二一番 欠員	二二番 中野雅史
二三番 安井宏一	二四番 田尻 匠
二五番 奥山博康	二六番 荻田義雄
二七番 岩田国夫	二八番 乾 浩之
二九番 太田 敦	三〇番 宮本次郎
三一番 和田恵治	三二番 山本進章
三三番 国中憲治	三四番 米田忠則
三五番 出口武男	三六番 新谷紘一
三七番 粒谷友示	三八番 秋本登志嗣
三九番 小泉米造	四〇番 中村 昭
四一番 山村幸穂	四二番 今井光子
四三番 梶川虔二	四四番 川口正志

議事日程

一、常任委員長報告

一、議第七十号から議第九十八号、報第三十号、報第三十一号及び請願第五号並びに議
会閉会中の審査事件の採決

一、公安委員会の委員の任命同意

- 一、収用委員会の委員の任命同意
- 一、土地利用審査会の委員の任命同意
- 一、意見書決議

○議長（岩田国夫） これより本日の会議を開きます。

○議長（岩田国夫） この際、お諮りします。

公安委員会の委員の任命同意、収用委員会の委員の任命同意、土地利用審査会の委員の任命同意、意見書決議を、本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（岩田国夫） 次に、議第七十号から議第九十八号、報第三十号及び報第三十一号並びに請願第五号を一括議題とします。

まず、所管の常任委員会に付託いたしました各議案並びに去る九月定例県議会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務警察委員長の報告を求めます――三十二番山本進章議員。

◆三十二番（山本進章） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十一日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十三日に委員会を開催し、付託されました議案十四件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、公明党委員から、議第九十六号につきましては、雇用環境や企業収益は改善されつつあるが、中小企業や家計への波及効果は十分とはいえない中、奈良県議会議員等の期末手当を引き上げることは、県民の理解が得られないとの理由により、反対であるとの意見の開陳があり、他の委員からも反対意見がありましたので、賛成多数をもちまして、また、議第九十五号中・当委員会所管分、議第九十七号及び議第九十八号につきましても、賛成多数をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

なお、議第七十号中・当委員会所管分、議第七十二号中・当委員会所管分、議第七十三号から議第七十五号、議第八十三号、議第八十九号、議第九十号及び議第九十三号につきましても、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、報第三十一号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、厚生委員長の報告を求めます。――二十五番奥山博康議員。

◆二十五番（奥山博康） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十一日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十三日に委員会を開催し、付託されました議案七件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第七十七号及び議第九十五号中・当委員会所管分につきましては、賛成多数をもちまして、また、議第七十号中・当委員会所管分、議第七十二号中・当委員会所管分、議第八十四号、議第九十一号及び議第九十二号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉及び医療・保健につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。――四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十一日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、十二月十三日に委員会を開催し、付託されました議案五件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第九十五号中・当委員会所管分につきましては、賛成多数をもちまして、また、議第七十号中・当委員会所管分、議第七十一号及び議第七十六号につきましては、委員からの反対意見の表明もなく、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、報第三十一号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、建設委員長の報告を求めます。――二十八番乾浩之議員。

◆二十八番（乾浩之） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十一日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十二日に委員会を開催し、付託されました議案十二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第九十五号中・当委員会所管分につきましては、賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。また、議第七十号中・当委員会所管分、議第七十二号中・当委員会所管分、議第七十八号から議第八十一号、議第八十六号、議第八十七号、議第九十四号及び報第三十号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおりに可決または承認することに決しました。

また、報第三十一号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、文教くらし委員長の報告を求めます。――四十番中村昭議員。

◆四十番（中村昭） （登壇）文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十一日の本会議におきまして、文教くらし委員会に付託を受けました議案及び先の定例会より継続審査となっております請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十二日に委員会を開催し、付託されました議案六件及び請願一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第九十五号中・当委員会所管分につきましては、賛成多数をもちまして、また、議第七十号中・当委員会所管分、議第八十二号、議第八十五号及び議第八十八号並びに報第三十号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、請願第五号「県立高等学校への空調設備設置に関する請願書」につきましては、全会一致をもちまして採択することに決しました。

以上が、付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち生活環境行政の充実、並びに学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、二十九番太田敦議員に発言を許します。――二十九番太田敦議員。

◆二十九番（太田敦） （登壇）日本共産党を代表いたしまして討論を行います。

まず、議第七十六号、奈良県労働会館条例及び奈良県産業会館条例の一部を改正する条例についてでございます。

中和労働会館は、昭和五十三年に大和高田市西町に建設され、労働者をはじめ、多くの方々に利用されてまいりました。今年の夏、大会議室のクーラーが故障したことをきっかけにして、中和労働会館を廃止して、大和高田市幸町にあります産業会館に機能を移すことを主として、会議室の利用料の変更が条例として出されております。

現在、中和労働会館は五室ありますが、移転をいたしますと、三室しか利用できず、さらに産業会館も現在使用している会議室が中和労働会館として使われることになるため、全体として利用できる会議室は縮小となります。

また、駐車場も二つの会館で二百四十台あるものが、百五十台と減らされます。かろうじて、中和労働会館という名称は残るものの、本来目指す労働者の文化の向上や福利の増進という労働会館としての機能、そして、産業の振興を図るといふ産業会館としての機能が一つの建物に集約されてしまい、それぞれが持つ本来の目的が薄められてまいります。労働者の取り巻く状況は長時間過密労働や非正規雇用、そして過労死が大きな社会問題となるなど雇用破壊が進んでおり、労働会館の果たす役割は重要です。

また、奈良県では今年四月から小規模企業振興基本条例が施行され、今後さらに奈良県の産業の活性化が求められることとなります。本来、おのこの役割がますます重要となり、立ち枯れ政策のような安易な一体化をすべきではないと考え、反対をいたします。

次に、議第七十七号、奈良県国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例についてでございます。

この条例は、奈良県国民健康保険運営方針に基づいて、国民健康保険を運営していくに当たり、納付金、交付金を定める条例です。奈良県国保運営方針策定に当たっての資料によれば、都道府県化により保険料の上がる市町村が多数を占めております。また、二〇二

四年度の県内統一保険料水準を目指して、段階的に保険料の引き上げが行われる方針となっております。

条例による納付金の算定は、奈良県国民健康保険運営方針で示された保険料算定方針に基づいて行われます。これによりますと、保険料の引き上げとともに応益割の負担がさらにふえ、低所得者や子どもの多い家庭の負担がふえることとなります。その結果、病院にも行けず、命を脅かされる人がますますふえていくことが心配されます。

また、これまで市町村の努力で保険料の抑制をしてきた法定外繰り入れの解消も求めており、さらなる保険料の引き上げにつながります。これらの理由により、奈良県国民健康保険運営方針を執行するための条例は認められません。

最後に、議第九十五号、議第九十六号、議第九十八号は、職員の一般職の退職手当の支給水準を引き下げ、特別職の期末手当の引き上げにつながるものでございます。私たちは公務員労働者の生活を守る立場からも、国民全体の所得の向上を目指す立場からも容認することはできません。また、特別職の給与は一般職に比べて高額の水準にあり、従来からこれ以上の引き上げは必要ないという立場をとっていることから反対です。

残余の議案には賛成をいたします。

討論は以上です。ご清聴ありがとうございました。

○議長（岩田国夫） 次に、九番川田裕議員に発言を許します。――九番川田裕議員。

◆九番（川田裕）（登壇）議長のお許しをいただきましたので、日本維新の会を代表し、反対討論を行います。

平成二十九年十二月定例県議会に付託されました議案の中で、議第七十七号、議第九十五号、議第九十六号及び議第九十七号につきましては反対をいたします。

反対理由といたしましては、議第七十七号、奈良県国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例では、平成二十七年五月に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立により、平成三十年代から都道府県が財政運営の責任主体となり、中心的な役割を担う県単位化が行われるものであります。

しかし、奈良県から示された奈良県国民健康保険運営方針では、国が示すガイドラインに記される医療費水準の算定方式については、奈良県は被保険者の医療費水準は反映しないとされています。すなわち、所得水準を基本とした算定方式を選択したものであります。十二月七日の代表質問では、医療費水準を算定した資料は一月中に示すと答弁がなされました。すなわち、被保険者の賦課額に直結する納付金算定方式は具体的な比較すら行っていないにもかかわらず、今回の議案が提出されていることが判明いたしました。

これでは、奈良県の国民健康保険に関する方針を意思決定した説明責任は果たされず、上から目線の行政と言わざるを得ません。よって、演繹的に国民健康保険料の算出額の妥当性が証明されない以上、選択すらすることができず、代議制による議員の任務である意思決定を放棄することになり、議員の矜持からも反対するものであります。

次に、議第九十五号、議第九十六号及び議第九十七号の反対理由を一括して申し上げます。

三本の議案は、公務員給与及び特別職の期末手当の引き上げに関する補正予算、そして条例等の改正であります。これらの議案は、平成二十九年十月に奈良県人事委員会から職員の給与等に関する報告及び勧告を受けて提案されたものであります。

けだし、十二月七日の代表質問及び十二月十三日の総務警察委員会における人事委員会の答弁では、民間の給与が下落している理由をただしたことに対し、その下落理由である構造的な理由に関しては、調査は行っていないと、驚くべき答弁がありました。また同時に、奈良県職員給与も下落の数値が記されていますが、これは奈良県において、給与に関する条例改正は行われておらず、年齢、個人手当等の理由、またはその他個別的理由による構造的な変化であり、公務員給与が下落したのではなく、構造的変化により単なる合計額及び平均値の変化であることは演繹的にも証明が可能です。

まして、この合理的な証明すらできない人事委員会の勧告を受けて、奈良県知事は調査の結果の疑義に関する構造的な解釈も行われていません。最高裁判所では、政治的、財政的、社会的、その他諸般の合理的な配慮を経た上で、法律、予算によって決定すべきもの。また労使間の自由な団体交渉に基づく合意によって、決定すべきものとはされていないとの判示がなされております。すなわち、それにかわる公務員の労働基本権制約の代償措置となる人事委員会勧告に関し、合理的な検査すら行わず、議案の提案をしていると言わざるを得ません。

よって、民間と同種同等という以上、民間の平均額の下落要因が明らかにならず、同種同等の構造であるとの証明ができない以上、これに賛成することは代議制による議員の任務から住民への背信行為になることは明らかであります。

よって、議第九十五号、議第九十六号及び議第九十七号は反対いたします。

議員諸侯におかれましては、議員の代議制による住民の代表であることに鑑み、賛同いただきますようお願いを申し上げて、反対討論といたします。

ご清聴ありがとうございます。

○議長（岩田国夫） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議第七十六号について、起立により採決します。

議第七十六号については、経済労働委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、経済労働委員長報告どおり決しました。

次に、議第七十七号について、起立により採決します。

議第七十七号については、厚生委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、厚生委員長報告どおり決しました。

次に、議第九十五号について、起立により採決します。

議第九十五号については、各常任委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、各常任委員長報告どおり決しました。

次に、議第九十六号について、起立により採決します。

議第九十六号については、総務警察委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、総務警察委員長報告どおり決しました。

次に、議第九十七号について、起立により採決します。

議第九十七号については、総務警察委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、総務警察委員長報告どおり決しました。

次に、議第九十八号について、起立により採決します。

議第九十八号については、総務警察委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、総務警察委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

議第七十号から議第七十五号、議第七十八号から議第九十四号、報第三十号、報第三十一号及び請願第五号並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおり、それぞれ決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各常任委員長報告どおり決しました。

○議長（岩田国夫） 次に、議第九十九号から議第一百一号を一括議題とします。

以上の議案三件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

なお、採決については議案ごとに行います。

まず、議第九十九号「公安委員会の委員の任命について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

次に、議第一百号「収用委員会の委員の任命について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

次に、議第一百号「土地利用審査会の委員の任命について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

○議長（岩田国夫） 次に、四十一番山村幸穂議員より、意見書第十五号、学校給食費への財政支援を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、山村幸穂議員に趣旨弁明を求めます。――四十一番山村幸穂議員。

◆四十一番（山村幸穂）（登壇）意見書第十五号、学校給食費への財政支援を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第十五号

学校給食費への財政支援を求める意見書（案）

文部科学省の調査によると、平成二十八年度現在の国公私立学校の完全給食実施率は、小学校九十八・六%、中学校八十三・七%、特別支援学校八十八%となっており、特に小学校の実施率の高さは、学校給食に対する国民の強い願いの表れといえます。

そのような中、平成二十八年三月の内閣府・経済財政諮問会議において、子育て世帯の支援拡充として給食費の無償化を検討され、各自治体の努力により平成二十八年十二月現在、少なくとも五十五市町村が給食を無償で提供しています。この背景には、学校給食の持つ教育的効果もさる事ながら、子どもの貧困の問題もあります。栄養バランスのとれた温かくおいしい給食を、家庭の経済状況にかかわらず子どもに提供することは、子どもの健やかな成長のために非常に重要です。

しかし、給食費無償化は人件費や消費税、高騰する材料費などによって、自治体財政を圧迫するなどの懸念が生じる可能性があり、解決すべき問題も多く、実施に踏み切れない市町村も少なくありません。

よって政府においては、財源の確保をはじめ、学校給食費の無償化を目指し、当面の政策として財政支援の強化を求めます。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年十二月十五日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩田国夫） 七番中川崇議員。

◆七番（中川崇） ただいま山村幸穂議員から提案されました意見書第十五号、学校給食費への財政支援を求める意見書（案）に賛成いたします。

○議長（岩田国夫） 十二番藤野良次議員。

◆十二番（藤野良次） ただいま山村幸穂議員から提案されました意見書第十五号、学校給食費への財政支援を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（岩田国夫） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十五号については、四十一番山村幸穂議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（岩田国夫） 次に、二十番阪口保議員より、意見書第十六号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、阪口保議員に趣旨弁明を求めます。――二十番阪口保議員。

◆二十番（阪口保） （登壇）意見書第十六号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第十六号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

肝炎対策基本法等でも確認されているように、わが国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計三百万人以上とされている。

現在、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、肝炎治療特別促進事業として実施されている。しかし、対象となる医療が、B型・C型肝炎のインターフェロン治療とC型肝炎のインターフェロンフリー治療及びB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れる患者が相当数にのぼっている。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、肝硬変を中心とする肝疾患は身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされてはいるものの、医学上の認定基準が厳しいため、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日百人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。二〇一一年に「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が制定された際、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。ようやく今回、二〇一八年度厚生労働省予算の概算要求に、肝がん治療に対する医療費助成が盛り込まれた。肝硬変の治療が対象となっていないなどの課題も残されているが、新たな医療費上助成制度の予算化を確実にしつつ、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について一層の充実を目指す必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項を講じられるよう強く求めるものである。

- 一 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 二 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年十二月十五日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（岩田国夫） 一番亀田忠彦議員。

◆一番（亀田忠彦） ただいま阪口保議員から提案されました意見書第十六号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（岩田国夫） 四番山中益敏議員。

◆四番（山中益敏） ただいま阪口保議員から提案されました意見書第十六号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（岩田国夫） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十六号については、二十番阪口保議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（岩田国夫） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

○議長（岩田国夫） これをもって、平成二十九年十二月第三百三十回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（岩田国夫） （登壇）十二月定例県議会の閉会に当たり、一言挨拶申し上げます。

まず初めに、十月に発生しました台風二十一号等によって被害を受けられました方々に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、平穏な日常生活が一日も早く戻りますよう、ご祈念申し上げます。

さて、十二月一日に開会されました今定例会においては、このたびの台風二十一号等による被害への対応を含む一般会計補正予算をはじめ、付議されました諸議案及び県政の重要課題について、終始熱心に調査、審議をいただき、議案は全て滞りなく議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは誠にご同慶にたえません。

ここに議員各位のご協力に対しまして、心から感謝申し上げます次第であります。

また、知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望については、県民の声として十分に尊重いただき、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

さて、今年も残すところわずかとなり、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。皆様におかれましては、何とぞご自愛いただき、ご健勝でよいお年を迎えられますよう、また、新たな年におきましても、県勢発展のため、なお一層のご尽力を賜りますよう祈念申し上げます。

終わりになりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し、厚く御礼を申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

◎知事（荒井正吾）（登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきましては、終始熱心にご審議いただき、いずれも原案どおりご議決またはご承認いただきました。誠にありがとうございました。

本会議をはじめ各委員会の審議の過程でいただきましたご意見、ご提言などにつきましては、これを尊重し今後の県政運営に反映させるよう努めてまいりたく存じます。

議員各位におかれましては、今後とも県政発展のため一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

△午後一時四十八分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	岩田国夫
同 副議長	松尾勇臣
署名議員	出口武男
署名議員	新谷紘一
署名議員	粒谷友示